

## 身体障害者補助犬同伴受け入れについて

2002年より身体障害者補助犬法が施行され、すべての公共施設での補助犬同伴が可能となりました。

当院での基本的な考え方として、身体障害者補助犬法に精神にそって、身体障害者補助犬をご使用される方が安心して当院をご利用していただくことを基本としています。

しかしながら当院は、二次救急病院並びに癌治療に対する外来化学療法届出病院であるため、免疫力、体力が低下した患者さんが多数来院されます。また、様々なアレルギーをお持ちの患者さんも来院されます。

誠に申し訳ございませんが、身体障害者補助犬をご使用される方の院内への入館にあたっては、以下に示すように一部制限を設けさせていただきます。

### ○ 受け入れ可能な補助犬(身体障害者補助犬法に基づく以下の3種類)

1. 盲導犬(目の不自由な人のサポートをします) : 胴に白または黄色の胴輪をしています。
2. 介助犬(体が不自由な人の暮らしをサポートします) : 目立つ部位に『介助犬』の表示札がついています。
3. 聴導犬(耳が不自由な人へ音を運びます) : 目立つ部位に『聴導犬』の表示札がついています。

### ○ 来院にあたって、確認させていただく場合があります。

身体障害者補助犬をご使用になる方の来院にあたっては、『身体障害者補助犬健康管理手帳』及び『身体障害者補助犬認定証』の所持有無と、帯同されている身体障害者補助犬に、ご使用者のために訓練された身体障害者補助犬である旨の表示を確認させていただく場合がございます。

また、人獣共通感染予防の観点から、狂犬病等の予防接種の有無を確認させていただきます。

### ○ 補助犬を見かけたら

補助犬は同伴者の身体の一部です。院内で補助犬を見かけた際はあたたかくお見守り下さい。犬アレルギーなどの方はご自分で離れるか、病院職員にお申し出ください。

補助犬は使用者の家を出ればお仕事です。お仕事の妨げとなる行為はご遠慮ください。

- ① 補助犬に声をかけたり、食べ物をあげないでください。
- ② 犬好きな方も、触れたり、補助犬を見つめ過ぎないで下さい。

補助犬の仕事中に補助犬の気が散ると、事故の原因になったりします。

## ○ 院内への身体障害者補助犬の帯同範囲

院内への身体障害者補助犬の帯同範囲は、次の範囲とさせていただきます。帯同範囲以外への立ち入りや、その他ご不明な点がございましたら、最寄りの職員にお気軽に声をおかけください。尚、ご入院される場合は、原則補助犬の帯同はご遠慮願います。

### 1. 身体障害者補助犬が帯同できる範囲

- (1) 診察室・待合ロビー・売店横ロビー
- (2) 病室(原則個室のみ)・各病棟スタッフステーション前待合ロビー

### 2. 身体障害者補助犬が帯同できない範囲

手術室・リハビリ室・外来化学療法室・内視鏡室・調理室・食堂・臨床検査室・放射線室・薬剤課・病室(多床室)